

京都大学 学生総合支援機構

特定専門業務職員 募集要項

令和 6 年 11 月 13 日

職種	特定専門業務職員
募集人員	2 名
所属	京都大学 学生総合支援機構 障害学生支援部門(DRC) (※) ※令和7年4月1日に組織変更の予定があります(職務内容の変更はありません)。
勤務場所	京都大学 学生総合支援機構 障害学生支援部門(DRC) (所在地:京都市左京区吉田本町) ※(変更の範囲)大学が在宅勤務を許可または命じた場合は自宅等
職務内容	主に以下の業務を担う特定専門業務職員(障害学生支援コーディネーター)を募集します。 1. 障害のある学生及び保護者、関連する教職員等の相談業務 2. 障害のある学生の修学支援(合理的配慮等)のコーディネート業務 3. DRC(障害学生支援)における窓口対応、活動・運営に関する業務全般 4. 高等教育における障害学生支援のプラットフォーム事業に関する業務 5. 地域社会における障害及び社会包摂に関するプロジェクトの関連業務 6. 研究的な視点による障害学生支援分野に関連する新たなノウハウ等の開発及び情報発信等
応募条件	1. 障害学生支援について強い意欲・関心があり、能動的且つ協調的に相談及びコーディネート業務、その他の部門運営にあたることができる者 2. 学内の関係者(教職員や専門職等)及び関係する学外の支援者・機関等と連携し、協調・協働して建設的なケースワークにあたることができる者 3. 福祉、心理、教育、医学分野等の有資格者であることが望ましい、又はこれと同等の専門知識を有する者 ※ただし、担当していただく業務は、有している資格等の範疇のみではないことにご留意ください。 4. 大学院修士課程修了(福祉、心理、教育、医学分野)、又はこれと同等の専門知識を有する者 5. 高等教育機関における障害学生支援について5年以上の実務経験のある者、又はこれと同等の実務経験を有すると認められる者
採用予定日	令和 7 年 4 月 1 日
任期	令和 7 年 4 月 1 日～ 令和 10 年 3 月 31 日 (契約期間満了後更新する場合あり。最長10年まで。) ※契約の更新は、契約期間満了時の業務量、勤務成績、態度、能力、従事している業務の進捗状況、経営状況、雇用されている外部資金の受入れ状況等を勘案して判断する。

試用期間	あり(6ヶ月)
勤務形態	勤務日:週 5 日(土・日曜日、祝日、年末年始、創立記念日を除く) 1 日 7 時間 45 分勤務(9 時 00 分～17 時 45 分、休憩:12 時～13 時) ※必要に応じて超過勤務を命ずる場合がある
給与・手当	本学支給基準に基づき、能力・経歴等により決定。(月額:400,000円程度) 超過勤務手当支給あり。賞与、退職手当、通勤手当、その他諸手当は支給なし。
社会保険 福利厚生	文部科学省共済組合、厚生年金、雇用保険及び労災保険に加入。 文部科学省共済組合では、保養施設の利用、ケガ・出産や災害への短期給付、年金等を給付する長期給付、診療や保養施設の運営、資金貸付等の福祉事業あり。 その他、附属図書館、運動施設の利用、食堂、宿舎(空き状況によるが利用可)。
応募方法	以下の書類を、下記に記載する書類送付先に郵送またはメールでお送りください。 ※いずれも様式自由、PC作成可 1. 履歴書(氏名・生年月日・住所・TEL・メールアドレスを記載すること、写真を貼付すること、高校卒業以降の学歴・職歴を記載すること) 2. 経歴書(これまでの実務経験に関すること、業務に関連する資格や学会等での発表歴がある場合は記載すること) 3. 志望理由書(志望理由、採用後の抱負について記載すること)※A4用紙1枚程度 ※郵送の場合は封筒表に「DRC特定専門業務職員応募」と朱書きし、メール送信の場合は件名を「DRC特定専門業務職員応募」としてください。
応募締切	令和 6 年 11 月 29 日(金) ※必着
選考方法	書類選考及び面接試験 書類選考後、面接対象者には面接日時等の詳細を連絡します。なお、選考に対する問合せには応じられません。
書類送付先 問合せ先	〒606-8501 京都市左京区吉田本町 京都大学 教育推進・学生支援部 学生課 総務掛(電話 075-753-2506) E-mail: <a href="mailto:840counselor-koubo@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp">840counselor-koubo@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp</a> *を@に変えて送信してください。
その他	提出いただいた書類は採用審査にのみ使用します。 正当な理由なく第三者への開示、譲渡及び貸与することは一切ありません。応募書類はお返ししませんので、あらかじめ御了承願います。 京都大学では、すべてのキャンパスにおいて、屋内での喫煙を禁止し、屋外では、喫煙場所に指定された場所を除き、喫煙を禁止するなど、受動喫煙の防止を図っています。